

業務指示書

カンボジア国プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業フェーズ2準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年2月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年2月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力セクター開発に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／系統計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：系統計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（カンボジア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力需要予測/系統解析】

- 1) 類似業務の経験：電力需要予測/系統解析に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境社会配慮】

- 1) 類似業務の経験：環境社会配慮に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（カンボジア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年2月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.026 円, US\$1 = 104.71 円, EUR1 = 143.300 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/系統計画
電力需要予測/系統解析
環境社会配慮

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.47 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月5日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

カンボジア国プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業フェーズ2準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/系統計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 電力需要予測/系統解析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 環境社会配慮	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

カンボジア経済は、近年、縫製業、観光業、農業に牽引され安定した成長を続けている。2012年は7.3%のGDP成長率を達成しており、今後も堅調な成長が見込まれている。経済成長に伴い電力需要も急速に拡大しており、2003年から2010年までの販売電力量は年平均20.9%拡大している。かかる状況下、電力セクターにおける設備拡充は喫緊の課題であり、「電力開発」は、カンボジア政府の掲げる「第三次四辺形戦略」(‘Rectangular Strategy - Phase III’)において、四本柱の一つである「インフラの開発」に含まれる重点分野としても位置付けられている。

とりわけプノンペンには、人口約150万人を抱え、国内電力需要のうち約7割(68.4%)を消費している経済・社会の中心地であり、同地区の電力の安定供給は、現行の‘National Strategic Development Plan (2009-2013)’において最優先課題の一つとして提言されている。また、カンボジア電力公社(EDC)は、全国の電力系統の中で、プノンペン系統を最優先として整備していく方針である。プノンペンでは、現在、送電・変電・配電設備の容量の限界や系統制御システムの未整備から、停電発生時に停電エリアが大きくなり、また、復旧に長時間を要する状況にある。この状況を改善するためには、送電・変電・配電に係る設備の増強が不可欠であり、早急な取り組みが必要である。

このような状況を踏まえ、JICAは2012年11月から2013年11月まで「プノンペン送配電網整備事業準備調査」を実施し、送電・変電・配電容量の拡大のため、オリンピックスタジアム及びEDC本社への115/22kV変電所の新設、GS1変電所及びGS3変電所の改修、115kV地中送電線の整備、22kV地中配電線の整備の検討を行った。同調査に基づき、円借款事業として「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業」の実施が予定されている(2013年度中の借款契約を予定)。

一方、同調査によると、同事業の実施以降も、プノンペン首都圏の電力需要は拡大する見込みであることから、さらなる送電・変電・配電設備の整備が必要とされている。本業務は急増するプノンペン首都圏の電力需要に対し、新規に送電・変電・配電設備を整備し、これにより産業基盤整備に資する電力の安定供給を目指すものである。

我が国の「対カンボジア王国国別援助方針(2012年)」において、「経済インフラの整備」は重点分野として位置付けられており、「海外からの民間投資促進のため重要な要素である安定的な電力供給システム(中略)の支援に優先的に取り組む」としている。

JICAは、カンボジア国電力セクターに対し、これまで「メコン地域電力ネットワーク整備事業(カンボジア成長回廊)」(有償資金協力)(2007年3月L/A調印)により送電線の建設を支援し、またEDC送変電部の運営能力向上を支援するため「送変電システム運営能力強化プロジェクト」を2013年2月から2015年11月までの予定で実施しており、送変電設備の整備を中心とした協力を行っている。

なお、本調査の実施については、2014年1月にJICAとEDCの間で署名されたMinutes of Discussion(配布資料)にて、EDCと合意済みである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業フェーズ2(以下「本事業」という)

(2) 事業の目的

本事業は、首都プノンペンにおいて、変電所の新增設、送電線・配電線の敷設を行うことにより、首都圏の電力供給の安定性を高め、もってカンボジアの経済発展に寄与するもの。

(3) 案件概要

- 1) 230/115/22kV GIS 変電所の建設 (建設予定地は、National Control Center (NCC) 内を想定)
- 2) 115/22kV GIS/AIS 変電所の建設 (建設予定地は、トゥールコック地区 (GIS 変電所を予定)、チュロイチャンバー地区 (AIS 変電所を予定))
- 3) 既存変電所の増設 (GS3 変電所、GS5 変電所)
- 4) プノンペン中心部への 230kV 架空・地中送電線の敷設 (North Phnom Penh (NPP) 変電所と West Phnom Penh (WPP) 変電所の間地点～NCC)
- 5) 新規・既設変電所間の 115kV 架空・地中送電線の敷設 (NCC～GS3 変電所 (地中)、トゥールコック変電所～GS1 変電所と GS5 変電所の間地点 (架空)、チュロイチャンバー変電所～GS5 変電所 (架空))
- 6) 新設する変電所に関連する 22kV 配電線の敷設
- 7) コンサルティングサービス (詳細設計、入札補助、施工監理等) の実施

(4) 対象地域

プノンペン首都圏

(5) 実施機関

カンボジア電力公社 (Electricite Du Cambodge)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・「メコン地域電力ネットワーク整備事業 (カンボジア成長回廊)」(有償資金協力、2007 年)
- ・「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業」(有償資金協力、2014 年予定)
- ・「送変電システム運営能力強化プロジェクト」(円借款附帯プロジェクト、2013 年)

3. 業務の目的

プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業について、実施可能性調査 (Feasibility Study: F/S) を実施し、当該事業の必要性、概要、概略設計、事業費、実施スケジュール、実施 (調達・施工) 方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2014 年 1 月に JICA と EDC との間で署名された Minutes of Discussion に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の手法

本業務指示書は、これまで判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、本事業が円借款候補の案件であることを念頭におき、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載、提出すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザル記載して提案すること。

(2) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分に JICA と協議すること。

また、本業務で検討・策定した事項が、カンボジア国関係機関への一方的な提案とならないよう、当該機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。ただし、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、カンボジア国側関係機関に本業務の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

なお、本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 概略事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 運営・維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

(3) 本邦技術の活用

本事業において活用することが見込まれる本邦技術について検討し、その結果を JICA に報告するとともに、活用可能性についてカンボジア国関係機関とも十分に協議・調整を行うこと。

(4) 環境社会配慮

カンボジア国の環境関連法規の環境影響評価 (EIA) の実施についての規定¹では、115kV 以上の送電線事業には初期環境影響調査 (IEIA) の承認が必要であるとされている。上記 2. (3) に記載の事業概要のうち、変電所及び配電線の建設事業についての規定は明確ではなく、この点につき、現地調査にてカンボジア国関係機関に確認すること。

また、事業予定地については、国有地、民間用地及び EDC 社有地が想定されているが、用地取得の見込み・プロセスについてもカンボジア国関係機関に確認すること。仮に民間用地の永久取

¹ United Declaration for Public Service Contribution of MoE, No999, 28 December 2012

得又は一時取得の必要性が確認された場合には直ちに JICA にその旨を連絡し、必要に応じて（簡易）住民移転計画書を作成すること。ただし、（簡易）住民移転計画を作成する場合の契約変更は想定していない。

なお、本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下、環境社会配慮ガイドライン）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B を想定しており、環境社会配慮助言委員会の開催は予定されていない。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

（1）関連資料・情報の収集・分析

『カンボジア国プノンペン送配電網整備事業準備調査』等の既存資料を分析・検討するとともに、詳細な業務実施内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と協議を行う。また、現地でさらに収集する必要がある関連資料、情報、データを整理する。

（2）インセプションレポートの作成

上記の結果や業務実施にあたって実施機関等に対応を求める事項などを取りまとめて、インセプションレポートを作成し、JICA の承認を得る。

（3）インセプションレポートの実施機関等への説明・協議

第一次現地調査冒頭に、インセプションレポートに基づき、カンボジア側に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、基本的了解を得る。

（4）本事業に関する基礎情報の収集整理

以下について、『カンボジア国プノンペン送配電網整備事業準備調査』等の既存資料をレビューし、基礎情報を整理する。

- 1) カンボジア関係機関の組織、所掌等について整理する。
- 2) カンボジア国家開発計画やカンボジア電力セクター開発計画、その他電力セクターにおけるマスタープラン等の上位計画、戦略、調査の内容や実施状況等を確認し、本事業の重要性・必要性を検証、整理する。
- 3) カンボジアの地理・歴史・政治・経済（経済の特徴、GDP 推移、産業別分析）・社会（教育、保健、環境等）、政府予算の状況など、カンボジアの概要、我が国との関係等を整理する。
- 4) プノンペン首都圏の経済・産業・社会等の一般概要及び本事業の重要性、現地本邦企業への裨益などを確認し、対象送電・変電・配電設備の位置付け・重要性を整理する。特に、プノンペン首都圏の大型都市開発の状況（チュロイチャンバー、カムコシティ等）について、現状と将来計画を十分調査すること。
- 5) 本事業の背景、経緯、既存調査、既存資料等を整理する。

- 6) カンボジア（プノンペン首都圏を含む）における、送電・変電・配電設備整備の現況について整理する。
- 7) 電力セクターに対する他ドナーの協力の状況を確認する。
- 8) 電力セクターに関連する、法令・規則・基準等を整理する。
- 9) 上記を踏まえ、カンボジアにおける電力セクター整備に関する経緯、将来の整備計画、現在実施されている事業、今後予定されている事業等について、概要を整理する。

(5) サイト状況調査

- 1) プノンペン首都圏における電力需給の状況の確認及び分析を実施する。
- 2) プノンペン首都圏の電力需給予測を実施する。
- 3) カンボジア内で採用されている、230kV 送電線、115kV 送電線、230kV/115kV 変電所、115kV/22kV 変電所、22kV 配電設備の仕様・設計の確認及び採用基準の確認を実施する。
- 4) プノンペン首都圏における将来の需要予測を考慮した系統解析を実施する。
- 5) プノンペン首都圏における送電・変電・配電網のボトルネックの確認とその対応策について検討する。なお対応策については、それぞれの優先度についても検討を行う。

(6) 概略設計の対象となる整備計画の決定

上記(5) サイト状況調査を踏まえ、経済性、施工性、サイト状況、施工計画、環境社会配慮等を考慮して、複数の代替案を比較検討したうえで、概略設計の対象となる最適な送電・変電・配電設備整備計画案の検討を行う。また、検討結果についてカンボジア関係機関に説明、協議し、同意を得た上で、概略設計の対象とする整備計画を決定する。決定にあたっては JICA と協議を行うこと。なお、代替案の検討においては、上記 2. (3) 案件概要の記載されたスコープの他に、GS5 変電所の 230/115/22kV 変電所への拡張及び関連する送電線 (NPP と WPP の中間地点～GS5 変電所 (架空、2 回線)、GS5 変電所～NCC (地中、1 回線)) のルートについての検討も必ず行うこと。(※別添参照)

なお、トゥールコック変電所への送電線の接続については、コスト・信頼性・負荷量の観点で、NCC～トゥールコック変電所 (1 回線) 及び GS5 変電所～トゥールコック変電所 (1 回線) についても検討する。

(7) 概略設計

コスト縮減に留意し、最低限以下の内容を含む概略設計を実施する。なお、各項目の詳細については、現地調査結果を踏まえ、JICA と協議すること。

- 1) 系統図、ルート図、ルート断面図
- 2) 変電所の機器配置図、単線結線図、接地設計、保護対策
- 3) ケーブル仕様図、ケーブルサイズ検討書
- 4) 変電所間の通信システム

(8) 施工方法

上記(7) 概略設計について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法 (国際入札や特命随意契約が必要となる等) の有無、過密化が進む都市における安全管理及

び交通対策に留意した工法について確認する。

(9) 事業の実施スケジュール

施工計画を踏まえ、本体コンサルタントの選定、本体工事入札、詳細設計、本体工事の施工等を含めた期間について、月単位のバーチャートにより事業の実施スケジュールを策定する。この際、クリティカルな施工計画や、調達パッケージ及び本体施工以外の工程等を示したうえで、スケジュールの妥当性を検討すること。

(10) インテリムレポートの作成・説明・協議

基礎情報の整理、サイト状況調査、概略設計等の調査結果の中間報告および次期現地調査での検討事項等をインテリムレポートとして取りまとめ、JICAの承認を得た上で、カンボジア国関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(11) コンサルティングサービスの実実施計画案の策定

上記において策定した事業の実実施スケジュール等に合わせ、本事業の実実施に必要なコンサルティングサービス（詳細設計、入札支援、施工管理等）の内容（TOR案）及びその規模（M/M）について計画する。

(12) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクトの概略事業費については、以下の指示に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。

ア. 土木工事・資機材調達

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

カ. その他1（融資非適格項目）

(ア) 用地取得費等

(イ) 関税・税金

(ウ) 事業実施者の一般管理費

(エ) 他機関建中金利

キ. その他2

(ア) 完成後の委託保守費

(イ) 初期運転資金

(ウ) 移転地整備にかかる費用

(エ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

(オ) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

(13) 概略事業費にかかるコスト削減の検討

本事業の概算事業費算出にあたっては、以下の 1) ~ 4) を踏まえ、コスト削減策を検討する。同削減策 (含む効果など) については、JICA と協議し、その結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、ドラフト・ファイナルレポート提出時に合わせて提出することとする。検討に際しては、外務省がホームページで公表している「ODA の点検と改善 2007」別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

1) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式、先方政府の方針等の各観点から標準的な実施計画とコスト削減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

ア. 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト削減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

イ. 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト削減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

ウ. 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト削減の可能性のある他の契約方式を比較・検討する。

2) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト削減を図る。

3) 事業計画の一部見直し

本事業の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト削減を図る。

4) 適正な工期設定

本事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(14) 類似案件との概略事業費等の比較

概略事業費の妥当性を検討するため、ODA 事業等の類似案件について、以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「概略事業費比較資料」を作成する。

- 1) 実施時期
- 2) 設計条件・仕様
- 3) 入札方法 (PQ 基準、国際入札/国内入札等)
- 4) 契約条件 (総価方式/BQ 方式、支払い条件 (履行保証の有無等) 等)
- 5) 施工管理方法 (品質管理、工程管理、安全管理等)
- 6) 概略事業費
- 7) 工種別単価

(15) 本事業の評価

本事業の整備効果について、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、経済財務分析 (FIRR、EIRR の算出) を行うとともに、定量的指標 (運用・効果指標) について、本事業完成後 2 年を目処とした目標年の目標値を設定する。なお、定量的指標 (運用・効果指標) 及び定性的効果指標については、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本事業は実施機関である EDC が借入人となる経済財務省から転貸を受けることから、本事業による Equity IRR 及び財務上 EDC が許容可能な転貸率の検討も併せて行うこと。

さらに、本事業による CO2 削減効果について、JICA が作成した「気候変動対策支援ツール/緩和策 試行版 Ver. 1.0」(2011 年 6 月) に基づき算出の上、円借款供与条件のうち、優先条件 (環境分野) の適用可能性についても検討する。

(16) 事業実施体制、維持管理体制の確認

カンボジアで実施されている当該類似業務の実施体制、維持管理体制を把握するとともに、本プロジェクトの事業実施体制および維持管理体制について既存資料をレビューした上で、検討する。

また、同じ実施機関が実施する世銀、ADB 等が支援するプロジェクトにおける実施機関の評価、当該実施機関への技術支援等の内容及びそのパフォーマンス等について、把握すること。

具体的には、以下の項目について整理する。

- 1) 事業実施体制 (PMU : Project Management Unit の設立等)、維持管理体制の確認
- 2) 所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- 3) 財務・予算状況
- 4) 技術水準
- 5) 当該類似事業実施の経験、維持管理の実績
- 6) 技術面・財務面の実施能力および維持管理能力の分析

(17) 環境社会配慮

- 1) JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月) に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月) の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

ア. 環境社会配慮

- (ア) 環境社会影響を与える事業コンポーネントの概要
- (イ) ベースとなる環境社会の状況 (土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等) の確認
- (ウ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ① 環境配慮 (環境影響評価、情報公開等) に関連する法令や基準等
 - ② JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月) との乖離
 - ③ 関係機関の役割
- (エ) 代替案 (ゼロオプションを含む) の比較検討
- (オ) スコーピング (事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること) の実施および環境社会配慮調査の TOR 作成
- (カ) 環境社会配慮調査結果 (予測結果を含む) の作成
- (キ) 影響の評価
- (ク) 緩和策 (回避・最小化・代償) 及び緩和策実施のための費用の検討
- (ケ) 環境管理計画・モニタリング計画 (実施体制、方法、費用など) の検討
- (コ) ステークホルダー協議の開催支援 (実施目的、参加者、協議内容等)
- (サ) 環境チェックリストの作成支援

イ. 用地取得・住民移転

- (ア) 用地取得・住民移転の必要性の確認
- (イ) 用地取得・住民移転にかかる法的枠組みの確認
- (ウ) 用地取得・住民移転の規模・範囲の確認
- (エ) 補償・支援の具体策の検討
- (オ) 苦情処理メカニズムの検討
- (カ) 実施体制 (住民移転に責任を有する機関の特定、及びその責務) の確認
- (キ) 実施スケジュールの確認・検討
- (ク) 費用と財源の確認
- (ケ) 実施機関によるモニタリング体制の確認、モニタリングフォーム案の作成支援
- (コ) 住民協議の開催支援

(18) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

本事業の妥当性・必要性、事業の運用・効果指標、事業実施体制、維持管理体制、環境及び社会への配慮等の低減をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICA の承認を得たうえで、カンボジア国関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(19) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するカンボジア国関係機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成する

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、4) ファイナルレポートおよび5) デジタル画像集とする。

(1) 調査報告書

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2014年4月上旬

提出部数：和文15部、英文15部、電子データ

2) インテリムレポート

記載事項：基礎情報の整理、サイト状況調査、概略設計等の調査結果の中間報告、次期現地調査での検討事項など

提出時期：2014年6月中旬

提出部数：和文15部、英文15部、電子データ

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2014年8月中旬

提出部数：和文15部、英文15部、電子データ

4) ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な修正を行ったもの

提出時期：2014年10月中旬

提出部数：製本版：和文15部、英文15部、電子データ

簡易製本版(注)：和文15部、英文15部、電子データ

(注)製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、経済

財務分析に含まれるコスト積算関連情報

- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

5) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

提出部数：CD-R 2部

(2) 調査業務報告書

記載事項：調査業務日とその概要

提出時期：毎月

提出部数：1部

(3) 作成資料及び収集資料

記載事項：作成及び収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：その都度

提出部数：1部

(4) 会議資料（協議議事録）

記載事項：コンサルタントとカンボジア側との各種協議の結果

提出時期：その都度

提出部数：1部

(5) 現地調査計画書、現地調査結果概要報告書

記載事項：現地調査の計画、現地調査の報告事項（現地調査前後の会議時に活用）

提出時期：現地調査出発前及び現地調査から帰国後

提出部数：3部

(6) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポートについては、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（表紙なし/ホチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査工程は以下のとおりである。なお、作業工程に係る合理的な提案があれば、具体的な理由とともに提案することを認める。

項目 \ 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国内準備作業	□						
インセプションレポート提出	△						
現地調査・国内作業	■						
インテリムレポート提出			△				
現地調査・国内作業			■				
ドラフト・ファイナルレポート提出					△		
現地調査・国内作業					■		
ファイナルレポート提出							△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

全体：約 15.6 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。調査内容及び工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/系統計画 (2号)
- 2) 電力需要予測/系統解析 (3号) ※語学と対象国での経験は評価せず
- 3) 電力土木
- 4) 送電設備
- 5) 変電設備
- 6) 配電設備
- 7) 環境社会配慮 (3号)
- 8) 経済財務分析

3. 現地再委託

以下の項目の現地再委託を想定しており、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。なお、これらの現地再委託に係る経費は内見積りとする。

- (1) 測量
- (2) 地質調査
- (3) 環境社会配慮にかかる調査

現地再委託の委託業者は「コンサルタント契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 各種データの提供
- (3) 作業スペースの提供

5. 配布資料

- (1) 『カンボジア国電力セクター基礎情報収集・確認調査』 JICA、2012年3月
JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能。
- (2) 『プノンペン送配電網整備事業準備調査』 JICA、2013年11月
JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能。
- (3) 『カンボジア王国送変電システム運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書』
JICA、2012年10月、JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能。
- (4) Minutes of Discussion

6. 調査用資機材について

本業務の実施のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格を見積もりに含めること。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAカンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対

する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上

カンボジア国「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業フェーズ2」準備調査に係る 自然条件調査仕様書

1. 目的

本調査を行う上で必要な精度を確保するため、本事業のサイトにおける地形、地質等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設の適切な構造及び規模を決定し、設計、積算、施工に資するものとする。

また、本事業により新設される施設が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

実施すべき調査項目は参考として以下を想定している。カンボジアの状況を勘案の上、本コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託調査は内見積とする。

2. 調査項目

(1) 測量

- ・調査目的：構造物の平面形状等を検討するために必要な情報を把握する。
- ・調査位置：GIS 変電所建設予定地（トゥールコック変電所および NCC 変電所）（各、約 50m×約 35m）、AIS 変電所建設予定地（チュロイチャンバー変電所）（約 100m×約 50m）、送・配電線建設予定地
- ・調査内容：用地測量、構造物調査、地形測量、路線測量等

(2) 地質調査

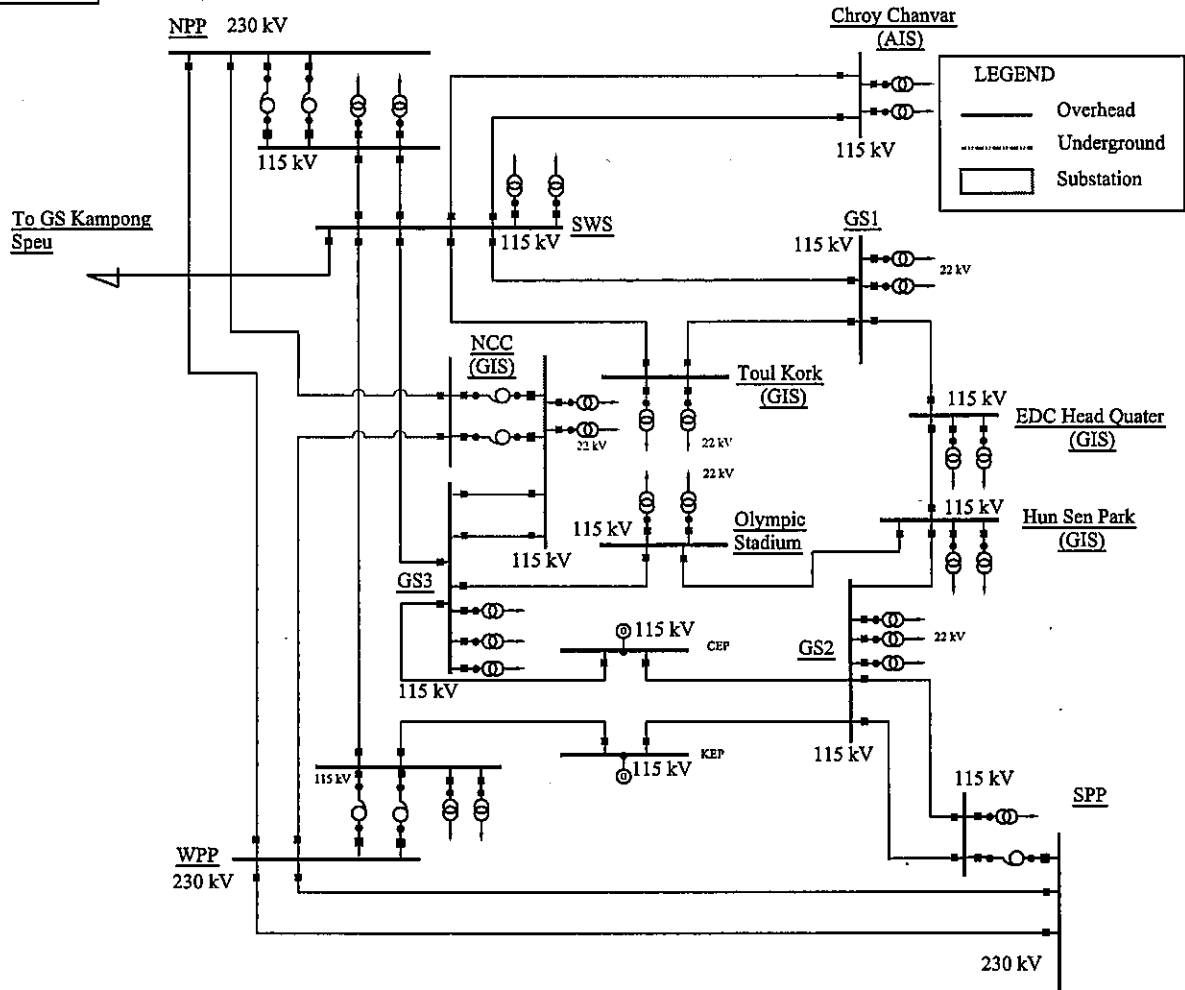
- ・調査目的：変電所施設および送・配電線の設計に必要な施工予定箇所及びその周辺の地質状況を把握する。
- ・調査内容：地表踏査、ボーリング、室内試験等

3. 留意事項

調査結果は調査報告書に記載すること。

別添

Alternative 1



Alternative 2

